

デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス
供給契約に関する EU 指令並びに物品売買契約に関する
EU 指令のドイツにおける国内法化（民法改正条文試訳）

永 岩 慧 子

I はじめに

以下に掲げるものは、デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（2019/770/EU）をドイツ法に置き換える「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給の一定の契約法上の側面に関する指令の置き換えについての法律⁽¹⁾」と、物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（2019/771/EU）を置き換える「デジタル要素を伴う物品の売買及び売買法のその他の側面についての法律⁽²⁾」のうち、ドイツ民法改正部分の試訳である。これらの法律は、2022年1月1日に施行されている。

2つの EU 指令及びドイツにおける国内法化については、すでに日本におい

(1) Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie über bestimmte vertragsrechtliche Aspekte der Bereitstellung digitaler Inhalte und digitaler Dienstleistungen (BGBl. Teil I Nr. 37 (2021) S. 2123).

(2) Gesetz zur Regelung des Verkaufs von Sachen mit digitalen Elementen und anderer Aspekte des Kaufvertrags (BGBl. Teil I Nr. 37 (2021) S. 2133).

(3) デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約に関する EU 指令のドイツ国内法化については、拙稿「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約に関する EU 指令のドイツ国内法化草案」愛知学院大学論叢法学研究62巻3・4号（2021年）73頁以下において、政府草案の試訳を行った。本資料も、そこでの訳出に基づくものであるが、政府草案後に加えられた修正（BT-Drucks. 19/31116参照）の反映のほか、政府草案からの修正がない条文についても日本語訳を一部見直した。

でも検討が進められており、本資料もそれらの先行研究に依るところが大きい⁽⁴⁾。もともと、ドイツにおいて成立した法律には、政府草案からの修正もみられるところであり、⁽⁵⁾ 全体的な確認のため条文の日本語訳を試みる。

本資料では、今回の改正に関わる範囲でドイツ民法の条文を訳出することとし、改正による変更がなく、改正された箇所⁽⁶⁾の確認に影響しないと思われる部分については適宜省略した。反対に、条文の一部が改正されているものについては、改正箇所⁽⁶⁾の確認に必要な範囲で変更のない部分をあわせて掲載することとした。また、2つの改正法は、いずれもドイツ民法施行法の改正を伴い、デジタ

(4) 拙稿「デジタル・コンテンツ指令及び物品売買指令のドイツにおける国内法化—契約適合性をめぐる問題を中心に—」本号59頁脚注(1)に挙げた各文献。特に本資料の作成に当たり、両指令の日本語訳として、カライスコス アントニウス＝寺川永＝馬場圭太(訳)「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令(Directive (EU) 2019/770)」ノモス45号(2019年)121頁以下、同(訳)「物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令(Directive (EU) 2019/771)」ノモス45号(2019年)161頁以下を参照。ドイツにおける国内法化については、芦野訓和「ドイツにおける EU デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス指令の国内法化」NBL1202号(2021年)31頁以下、同「ドイツにおける EU デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス指令国内法化のための民法典の改正(1)」専修法学論集143号(2021年)1頁以下、古谷貴之「ドイツにおける EU 物品売買指令の国内法化—連邦司法・消費者保護省(BMJV)参事官草案の検討—」産大法学55巻1号(2021年)93頁以下、同「ドイツにおける EU デジタルコンテンツ指令の国内法化—連邦政府法律草案の検討—」産大法学55巻2号(2021年)161頁以下、同「ドイツ瑕疵担保法の改革(1)—EU 物品売買指令の国内法化—」産大法学55巻3・4号(2022年)209頁以下、同「ドイツ瑕疵担保法の改革(2)—EU デジタルコンテンツ指令の国内法化—」産大法学56巻1号(2022年)29頁以下を参照。特に物品売買指令の国内法化規定については、古谷貴之准教授の訳出を参考にさせていただいた。また、消費者契約に関する規定の訳出に関して、右近潤一「消費者の権利指令に基づくドイツ民法改正後の営業所外契約と隔地販売契約の撤回要件」京都学園法学74号(2014年)43頁以下、寺川永「ドイツにおける EU 消費者権利指令の国内法化」関西大学法学論集64巻5号(2015年)1367頁以下の条文訳を参照した。

(5) 消費動産売買の定義において、動産(Sache)を物品(Ware)に置き換えるといった文言の変更(第474条から第479条の該当箇所)や、生体動物についての証明責任の転換が生じる期間の規定の追加(第477条第1項)などのほか、内容に関して見直された箇所としては、消滅時効に関する規定がある(第327e条、第327j条及び第475e条)。

ル・コンテンツ及びデジタル・サービスに関する改正法は、ドイツ差止訴訟法の変更を含むが、そこでの規定変更は主にドイツ民法の改正との調整にとどまるものであるため、本資料では省略した。

II 条文試訳⁽⁷⁾

1. デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給の一定の契約法上の側面に関する指令の置き換えについての法律

第 2 編 債務関係法

第 3 章 契約から生じる債務関係

第 1 節 創設、内容及び終了

第 2 款 消費者契約及び特別な取引形式の原則

第 1 目 消費者契約における適用範囲及び原則

第312条 適用範囲

(1) この款の第 1 目及び第 2 目の規定は、消費者が代価の支払義務を負う消費者契約に適用する。

(1a) この款の第 1 目及び第 2 目の規定は、消費者が事業者個人データを供給し、又は供給について義務を負う消費者契約にも適用する。ただし、事業者が、消費者から供給された個人データを自己の給付義務又は事業者が服する法的な要求事項を履行することのためにみに処理し、かつ、その他の目的のために処理しない場合については、この限りでない。

(2) ～ (7) 〈省略〉

第 2 目 営業所外で締結される契約及び通信販売契約

第312f条 写し及び確認書

(1) (2) 〈省略〉

(3) 有体のデータ記録媒体上に供給されるのではないデジタル・コンテンツ

(6) また、改正された規定の位置の確認のため、適宜、章・節・款等を示す。改正による変更箇所については、古谷・前掲(4)の各文献で詳細に明らかにされている。

(7) 本資料で掲げる条文は、ドイツ民法(BGB)のものである。

(第327条第2項第1文)に関する契約については、第1号及び第2号に基づく契約書の写し又は確認書には、必要に応じて、消費者が契約の履行前に行った次の事項も記載しなければならない。

1. 事業者が撤回期間の満了前に契約の実行を開始することを明示的に同意したこと、及び
 2. 同意により、契約の実行開始と同時に自己の撤回権を失うという認識を確認したこと。
- (4) 〈省略〉

第2a節 デジタル製品に関する契約
第1款 デジタル製品に関する消費者契約

第327条 適用範囲

(1) この款の規定は、代価の支払に対して行われる、事業者によるデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービス（デジタル製品）の供給を目的とする消費者契約に適用する。この款の意味における代価には、価値のデジタル的な表象も含む。

(2) デジタル・コンテンツとは、デジタル形式で作成され、かつ供給されるデータをいう。デジタル・サービスは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. デジタル形式でデータを作成、処理若しくは記録すること、又はそのようなデータにアクセスすることを消費者に可能とするサービス
2. 消費者又はそのサービスの他の利用者がデジタル形式でアップロード若しくは作成したデータの共有、又はそのデータとのその他の相互作用を消費者に可能とするサービス

(3) この款の規定は、消費者が事業者個人データを供給し、又は供給について義務を負うデジタル製品の供給に関する消費者契約にも適用する。ただし、第312条第1a項第2文の要件を満たすときは、この限りでない。

(4) この款の規定は、消費者の仕様書に従って開発されたデジタル製品を目的とする消費者契約にも適用する。

(5) この款の規定は、第327b条及び第327c条の規定を除き、専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体の供給を目的とする消費者契約にも適用する。

(6) この款の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない：

1. 事業者が、サービスの成果の作成、又は消費者へのその引渡し若しくは送信

のためにデジタルの形式又は手段を用いるのかどうかを問わず、デジタル・サービス以外のサービスに関する契約

2. 2021年6月23日の電気通信法（BGBl. I S.1858）第3条第61号の意味における電気通信サービスに関する契約（電気通信法第3条第40号の意味における番号非依存の人間相互間通信サービスを除く）

3. 第630a条による医療契約

4. 金銭的価値を賭けることを内容とする賭博サービスに関する契約であり、サービスの受け手の個別の要求に応じて、電子的手段又はその他の通信技術の利用のもとで供給されるもの

5. 金融サービスに関する契約

6. 消費者が代価を支払わず、事業者が、フリーかつオープンソースのライセンスの範囲で提供するソフトウェアの供給に関する契約であり、消費者から供給された個人データが、事業者が提供するソフトウェアの安全性、互換性又は相互運用性を改善することのみを目的として事業者によって処理されるもの

7. デジタル・コンテンツを、信号送信によるのとは異なる方法で、上映及びイベントの一環として公衆に利用可能なものとする場合のデジタル・コンテンツの供給に関する契約

8. 2015年7月8日の法律（BGBl.I S.1162）第1条により変更された、2006年12月13日の情報再利用法（BGBl.I S.2913）の意味における情報の供給に関する契約

第327a条 バンドル契約及びデジタル要素を伴う物品に関する契約への適用

(1) この款の規定は、同一の契約当事者間の契約において、デジタル製品の供給と並んで他の物品又は役務の供給を目的とする消費者契約にも適用する（バンドル契約）。ただし、別段の定めがない限り、この款の規定は、バンドル契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。

(2) この款の規定は、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品に関する消費者契約にも適用する。ただし、別段の定めがない限り、この款の規定は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。

(3) 前項は、デジタル製品がなければ物品がその機能を果たすことができないような方法で、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品（デジタル要素を伴う物品）の売買契約には、適用しない。デジタル要素を伴う物品の売買について、疑わしいときは、売主の義務は、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの供給を包含するものと推定する。

第327b 条 デジタル製品の供給

- (1) 事業者が第327条又は第327a 条に基づく消費者契約により消費者にデジタル製品を供給する義務を負う場合において、事業者による給付時期の決定並びに供給の手段及び方法については、以下の規定を適用する。
- (2) 契約当事者がデジタル製品の供給についての時期を合意した場合を除き、前項により、消費者は、契約締結後不当に遅延することなく供給を求めることができ、事業者は、直ちに履行をすることができる。
- (3) デジタル・コンテンツ又はデジタル・コンテンツにアクセスし、若しくはこれをダウンロードするために適切な手段が、消費者に直接、又はそのために消費者が指定した設備によって、使用又はアクセスできるようになった時、デジタル・コンテンツは、供給されたものとみなす。
- (4) デジタル・サービスが、消費者に直接、又はそのために消費者が選択した設備によってアクセスできるようになった時、デジタル・サービスは、供給されたものとみなす。
- (5) 事業者が、契約により連続する個別の供給について義務を負う場合においては、第2項から前項までの規定は、その一連の範囲内で各個別の供給に適用する。
- (6) 第1項から第4項までの規定に従って供給されたことについての証明責任は、第363条の規定にかかわらず、事業者が負う。

第327c 条 不供給の場合の権利

- (1) 事業者が、消費者の催告に対して、デジタル製品の供給について自己の負うべき義務を遅延なく履行しない場合は、消費者は、契約を終了することができる。第1文による催告の後に、供給のための別の期間を明示的にのみ合意することができる。
- (2) 前項第1文に従い契約の終了の要件を満たす場合において、消費者は、第280条及び第281条第1項第1文による損害賠償又は第284条の規定による無駄になった費用の賠償を、各規定の要件を満たすときは、請求することができる。第281条第1項第1文は、前項第1文に基づく催告が、相当な期間の設定の位置に代わるという条件のもとで適用する。第283条及び第311a 条第2項による消費者の損害賠償請求権の適用を妨げない。
- (3) 第1項第1文及び前項第2文による催告は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には要しない。
 1. 事業者が供給を拒絶したとき。
 2. 事業者がデジタル製品を供給しないことが、その状況から明白に認識可能で

あるとき。

3. 特定の期日又は特定の期間内の供給が消費者にとって重要であることを合意した、又は契約締結に伴う状況から事業者に明白に認識可能であったにもかかわらず、事業者が特定の期日又は特定の期間内に供給しないとき。

第1文の場合において、第286条に基づく催告は常に要しない。

(4) 第1項第1文による契約の終了及びその法的効果について、第327o条及び第327p条の規定を準用する。消費者が第2項の場合において、すべての給付に代わる損害賠償を請求した場合も、同様とする。第325条は、この場合について準用する。

(5) 第218条は、第1項第1文による契約の終了について準用する。

(6) 消費者は、第1項第1文により契約を終了することができる限りにおいて、供給されないデジタル製品を伴わないバンドル契約のその他の部分に利益を有しない場合は、バンドル契約のすべての要素について契約を解消することができる。第1文の規定は、その他の部分が電気通信法第3条第61号の意味における電気通信サービスであるバンドル契約については、適用しない。

(7) 消費者は、第1項第1文により契約を終了することができる限りにおいて、供給されないデジタル製品に起因して物品が通常の使用に適しない場合は、第327a条第2項により、契約のすべての要素について契約を解消することができる。

第327d条 デジタル製品の契約適合性

事業者は、事業者が第327条又は第327a条に基づく消費者契約によりデジタル製品を供給する義務を負う場合において、デジタル製品を、第327e条から第327g条の意味における製品及び権利の瑕疵なく供給しなければならない。

第327e条 製品の瑕疵

(1) デジタル製品は、基準となる時期において、この款の規定に従い、主観的要件、客観的要件及び統合の要件を満たす場合は、製品の瑕疵がないものとする。基準となる時期は、別段の定めがない限り、第327b条による供給の時点となる。事業者が、ある期間に関して連続した供給について義務を負う契約の場合（継続的供給）、基準となる期間は、すべての合意した供給期間である（供給期間）。

(2) デジタル製品は、次の各号に掲げる場合に、主観的要件を満たすものとする。

1. デジタル製品が、

a) 数量、機能性、互換性、及び相互運用性の要件を含む、合意した性状を有

するとき。

b) 契約により予定された使用に適合しているとき。

2. 契約で合意したように、付属品、説明書、及びカスタマーサービスが供給されているとき。

3. 契約で合意したアップデートが、契約によって決定づけられる期間、供給されているとき。

機能性とは、デジタル製品が、その目的に合致する機能を果たす能力のことをいう。互換性とは、デジタル製品がこれを変換することを要することなく、同種のデジタル製品が通常使用されているハードウェア又はソフトウェアで機能する能力のことをいう。相互運用性とは、同種のデジタル製品が通常使用されているものとは異なるハードウェア又はソフトウェアで機能する能力のことをいう。

(3) デジタル製品は、次の各号に掲げる場合に、客観的要件を満たすものとする。

1. 通常の使用に適合しているとき。

2. 数量、機能性、互換性、アクセシビリティ、継続性及び安全性を含む、同種のデジタル製品にとって通常とされ、消費者がデジタル製品の種類から期待できる性状を備えているとき。

3. 事業者が消費者に契約締結前に提示した試用版又はプレビューの性状を満たしているとき。

4. 消費者が受け取ることを期待できる付属品及び説明書が供給されているとき。

5. 第327f条に従って消費者にアップデートが供給され、かつ、消費者がそのアップデートについて通知されているとき。

6. 当事者が別段の合意をした場合を除き、契約締結時において利用可能な最新版が供給されているとき。

第1文第2号による通常の性状には、事業者若しくは取引連鎖の前段階にいる他の者により、又はこれらの者の依頼のもとで行われた、特に広告又はラベルにおいて示される公の言明により、消費者が期待できる要求を含むものとする。事業者がこの言明を知らず、かつ、知ることができなかった場合、この言明が契約締結時において同一若しくは同等の方法で修正されていた場合、又はこの言明がデジタル製品を入手する決定に影響を与えなかった場合は、適用しない。

(4) デジタル製品は、統合が行われる限りにおいて、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、統合についての要件を満たすものとする。

1. 統合が適切に行われたとき。

2. 確かに統合が不適切に行われたが、それが事業者による不適切な統合による

ものでも、事業者が供給した説明書の瑕疵に起因するものでもないとき。

統合とは、デジタル製品がこの款の規定の要件に従って使用できるように、デジタル製品を消費者のデジタル環境のコンポーネントと接続し、かつ、それに組み込むことをいう。デジタル環境とは、消費者がデジタル製品にアクセスし、又はデジタル製品を使用するために用いるすべての種類のハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク接続をいう。

(5) 事業者が契約上義務を負うデジタル製品とは異なるデジタル製品を供給したときは、製品の瑕疵と同様とする。

第327f 条 アップデート

(1) 事業者は、消費者に、基準となる期間、デジタル製品の契約適合性の維持のために必要なアップデートを供給し、かつ、消費者にそのアップデートに関して通知を受けることを確保しなければならない。必要なアップデートには、セキュリティアップデートを含む。第1文による基準となる期間は、次の各号に掲げる期間となる。

1. デジタル製品の継続的な供給に関する契約の際には、供給期間
2. その他のすべての契約については、デジタル製品の種類及び目的に照らし、かつ、契約の状況及び性質を考慮して、消費者が期待できる期間

(2) 消費者が前項に従って供給されたアップデートを相当の期間内にインストールすることを怠った場合において、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、事業者は、アップデートの欠如のみを原因とする製品の瑕疵について責任を負わない。

1. 事業者が、消費者に対してアップデートが利用可能であること及びインストールをしないことから生じる結果を通知したこと。
2. 消費者がアップデートをインストールしないこと、又は不適切にインストールした事実が、消費者に供給されたインストールの説明書に瑕疵があることを原因とするものではないこと。

第327g 条 権利の瑕疵

デジタル製品は、消費者が第三者の権利を侵害することなく、第327e 条第2 項及び第3 項に定める主観的又は客観的要件に従い使用可能である場合は、権利の瑕疵がないものとする。

第327h 条 製品の特徴に関する異なる合意

第327e 条第3 項第1 文第1 号から第5 号、同項第2 文、第327f 条第1 項及び

第327g 条による客観的要件は、消費者がその契約の表明の提示の前に、デジタル製品の特定の特徴が客観的要件と異なることを特に通知され、かつ、その相違が契約において明示的にかつ個別に合意された場合に限り、逸脱することができる。

第327i 条 瑕疵の場合の消費者の権利

デジタル製品に瑕疵がある場合において、消費者は、各規定の要件を満たすときは、次の各号に掲げる権利を有する。

1. 第327l 条に従い追完を請求すること。
2. 第327m 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に従い契約を終了すること、又は第327n 条に従い代価を減額すること。
3. 第280条第 1 項又は327m 条第 3 項による損害賠償又は第284条による無駄になった費用の賠償を請求すること。

第327j 条 消滅時効

- (1) 第327i 条第 1 号及び第 3 号に規定する請求権は、2 年で消滅時効にかかる。消滅時効は、供給とともに進行を開始する。
- (2) 継続的な供給の場合において、請求権の消滅時効は、供給期間の終了後、12か月を経過する前には完成しない。
- (3) アップデート義務の違反に基づく請求権の消滅時効は、アップデート義務について基準となる期間の終了後、12か月を経過する前には完成しない。
- (4) 瑕疵が消滅時効期間内に明らかになった場合は、消滅時効は、瑕疵が最初に明らかになった時から 4 か月を経過する前には完成しない。
- (5) 第327i 条第 2 号に規定する権利について、第218条の規定を準用する。

第327k 条 証明責任の転換

- (1) デジタル製品がその供給から 1 年以内に第327e 条又は第327g 条の要件と異なる状態であることが明らかになったとき、デジタル製品は、供給の時に既に瑕疵があったものと推定する。
- (2) 継続的に供給されるデジタル製品が、その供給の期間内に第327e 条又は第327g 条の要件と異なる状態であることが明らかになったとき、デジタル製品は、これまでの供給期間内に瑕疵があったものと推定する。
- (3) 第 1 項及び前項による推定は、第 4 項の規定の適用を妨げることなく、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、適用しない。
 1. 消費者のデジタル環境が基準となる時期にデジタル製品の技術的な要件と互

換性がなかったとき。

2. 消費者が必要かつ可能な協力を行わないことを理由として、事業者が前号の要件に該当するかどうかを確認することができず、かつ、事業者がその確認のために消費者に対して最小の干渉となる手段を用いることを意図していたとき。

（4）前項は、事業者が次の各号に掲げるいずれかの事項を消費者に対して契約締結前に明確かつ理解可能なように通知した場合に限り、適用する。

1. 前項第 1 号の場合においては、デジタル環境についてのデジタル製品の技術的な要件

2. 前項第 2 号に基づく消費者の義務

第327l 条 追完

（1）消費者が事業者に追完を請求する場合において、事業者は、契約に従った状態に製作し、かつ、追完の目的のために必要な費用を負担しなければならない。事業者は、消費者が事業者に瑕疵を通知した時から相当な期間内に、消費者に著しい不便を与えることなく、追完を行わなければならない。

（2）前項による請求権は、追完が不能であるとき、又は事業者に過大な費用を要するときは、排除される。この場合において、特に、瑕疵のない状態でのデジタル製品の価値及び瑕疵の程度を考慮する。第275条第 2 項及び第 3 項は、適用しない。

第327m 条 契約の終了及び損害賠償

（1）デジタル製品に瑕疵がある場合において、消費者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、第327o 条に従い契約を終了することができる。

1. 第327l 条第 2 項に従って追完請求権が排除されるとき。

2. 消費者の追完請求権が第327l 条第 1 項に従って履行されないとき。

3. 事業者が追完を試みたにもかかわらず、瑕疵が明らかになったとき。

4. 即時の契約終了を正当化するほどに瑕疵が重大であるとき。

5. 事業者が第327l 条第 1 項第 2 文に従う適当な追完を拒絶したとき。

6. 事情により、事業者が第327l 条第 1 項第 2 文に従う適当な追完を行わないことが明らかであるとき。

（2）前項による契約の終了は、瑕疵が重大でない場合には、排除される。第 1 文の規定は、第327条第 3 項の意味における消費者契約には、適用しない。

（3）第 1 項第 1 号から第 6 号の場合において、消費者は、第280条第 1 項の要件のもとで、給付に代わる損害賠償を請求することができる。第281条第 1 項第 3 文及び同条第 4 項を準用する。消費者が、すべての給付に代わる損害賠償を請求

するときは、事業者は、第327o条及び第327p条により給付の返還を請求する権利を有する。第325条は、この場合について準用する。

(4) 消費者は、第1項に従い契約を終了することができる限りにおいて、瑕疵あるデジタル製品を伴わないバンドル契約のその他の部分に利益を有しない場合は、バンドル契約のすべての要素について契約を解消することができる。第1文の規定は、その他の部分が電子通信法第3条第61号の意味における電子通信サービスであるバンドル契約については、適用しない。

(5) 消費者は、第1項に従い契約を終了することができる限りにおいて、デジタル製品の瑕疵に起因して物品が通常の使用に適しないときは、第327a条第2項により、契約のすべての要素について契約を解消することができる。

第327n条 減額

(1) 消費者は、第327m条第1項による契約の終了に代えて、事業者に対する言明により、代価を減額することができる。第327m条第2項第1文の除外理由は、適用しない。第327o条第1項は、この場合について準用する。

(2) 減額に際して、代価は、供給当時に瑕疵のない状態におけるデジタル製品の価値が実際の価値に対して有したであろう割合に応じて、減額する。デジタル製品の継続的な供給についての契約に際して、代価は、瑕疵のある期間について、第1文の適用により、減額する。

(3) 減額は、必要な限りにおいて、査定により算出する。

(4) 消費者が、減額された代価よりも多く支払った場合、事業者は、超過した額を返還しなければならない。この超過額は、不当に遅延することなく、いかなる場合においても14日以内に返還しなければならない。この期間は、事業者への減額の言明の到達の時から進行する。事業者は、明示的に別段の合意がない限り、返還について消費者が支払の際に使用したのと同じ支払方法を用いなければならない。消費者に別の支払方法の使用による費用の負担は生じないものとする。事業者は、消費者に対し、超過額の返還のために生じた費用の賠償を請求することはできない。

第327o条 契約の終了の言明及び法的効果

(1) 契約の終了は、事業者に対して、終了についての消費者の決定を明示した言明をすることによって生じる。第351条は、この場合について準用する。

(2) 契約の終了の場合において、事業者は、消費者が契約の履行のために給付した支払を返還しなければならない。事業者が、契約の終了を理由に提供を要しない給付については、合意した代価の支払請求権は消滅する。

(3) 前項第 2 文の規定にかかわらず、デジタル製品の継続的な供給に関する契約の場合、事業者の請求権は、既に提供された給付についても消滅するが、デジタル製品に瑕疵があった供給期間に対応する部分に限る。第 1 文の規定により請求権が消滅した期間に支払われた代価は、消費者に返還しなければならない。

(4) 第 2 項及び前項による返還について、第 327n 条第 4 項第 2 文から第 5 文を準用する。

(5) 消費者は、事業者から供給された有体のデータ記録媒体を、契約の終了後 14 日以内に事業者が請求した場合は、不当に遅延することなく返送する義務を負う。事業者は、返送の費用を負担する。第 348 条は、この場合について準用する。

第 327p 条 契約終了後の引き続きの使用

(1) 消費者は、契約終了後に、デジタル製品を引き続き使用すること、及びそれらを第三者に使用させることはできない。事業者は、消費者による引き続きの使用を妨げる権利を有する。このとき、第 3 項の適用を妨げない。

(2) 事業者は、事業者が供給したデジタル製品の使用に際して消費者が供給又は作成した個人データ以外のコンテンツを、契約終了後引き続き使用することはできない。第 1 文の規定は、コンテンツが次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、適用しない。

1. 事業者が供給したデジタル製品のコンテキストの外において使用できないとき。
2. 事業者が供給したデジタル製品の使用についてのみ消費者に関連するものであるとき。
3. 事業者によって他のデータとともに集約されたものであり、分離できない又は過大な費用によってのみ分離可能であるとき。
4. 消費者と他の者により共同で製作され、かつ、他の消費者がそのコンテンツを継続的に利用することができるとき。

(3) 事業者は、消費者の請求に対し、前項第 1 文に従いコンテンツを消費者に供給しなければならない。前項第 2 文第 1 号から第 3 号によるコンテンツについては、この限りでない。コンテンツは、事業者による妨害なしに、相当な期間内に、一般に用いられ、機械で読み取り可能な形式で、無償で消費者に供給しなければならない。

第 327q 条 消費者のデータ保護法上の言明の契約法上の効果

(1) 契約締結後において、消費者のデータ保護法上の該当する権利の行使及びデータ保護法上の言明の提示は、契約の効力に影響しない。

(2) 消費者がデータ保護法上の同意を撤回した場合、又は個人データのさらなる処理に異議を唱えた場合において、事業者は、引き続き許容されるデータ処理の範囲及び双方の利益を考慮して、合意した契約の終了まで、又は法律上若しくは契約上の解約告知期間の経過までの契約関係の継続を期待することができないときは、デジタル製品の連続する個別の供給又はデジタル製品の継続的な供給について義務を負っている契約を、解約告知期間を遵守することなく解約告知することができる。

(3) データ保護権の行使又はデータ保護法上の言明の提示により許容されるデータ処理の制限による消費者に対する事業者の賠償請求権は、排除される。

第327r条 デジタル製品の変更

(1) 継続的な供給に際し、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、事業者は、第327e条第2項、同条第3項、及び第327f条による契約適合性の維持に必要な範囲を超えてデジタル製品の変更を行うことができる。

1. 契約が変更の可能性を予定し、かつ、それについての正当な理由を有していること。

2. 消費者に変更による追加費用が生じないこと。

3. 消費者に変更に関して明確かつ分かりやすく通知したこと。

(2) デジタル製品への消費者のアクセス可能性又は消費者のデジタル製品の使用可能性を侵害するデジタル製品の変更は、事業者が消費者に変更時より前の相当な期間内に、持続的データ記録媒体を用いて通知したときに限り、行うことができる。第1文は、アクセス可能性又は使用可能性の侵害が重大でないときは、適用しない。この通知は、次の各号に掲げる言明をすべて有していなければならない：

1. 変更の特徴と時期

2. 第3項及び第4項による消費者の権利

(3) デジタル製品の変更が、前項第1文の意味におけるアクセス可能性又は使用可能性を侵害する場合は、消費者は、30日以内に費用を負担することなく契約を終了することができる。この期間は、前項による通知の到達の時から進行する。通知の到達後に変更したときは、変更の時間が通知の到達の時に代わる。

(4) 前項第1文に基づく契約の終了は、以下のいずれかの場合には、排除される。

1. アクセス可能性又は使用可能性の侵害が重大でないとき。

2. 変更のないデジタル製品へのアクセス可能性及び使用可能性が、追加費用の負担なく消費者に維持されるとき。

(5) 第3項第1文による契約の終了及びその法的効果について、第327o条及び第327q条を準用する。

(6) 第1項から前項までの規定は、バンドル契約について、バンドル契約のその他の部分がバンドル契約の範囲において電子通信法第66条第1項の意味におけるインターネットアクセスサービス又は公衆利用可能な番号依存型の人間相互間通信サービスの供給を目的としている場合には、適用しない。

第327s条 異なる合意

(1) この款の規定を消費者の不利に逸脱する合意は、デジタル製品の不供給又は瑕疵に関して消費者が事業者へ通知した後に合意する場合を除き、行うことができない。

(2) この款の規定を消費者の不利に逸脱するデジタル製品の変更に関する合意は、第327r条によるデジタル製品の変更に関する消費者の通知後に合意する場合を除き、行うことができない。

(3) この款の規定は、他の形式によって回避される場合においても適用する。

(4) 第1項及び第2項は、損害賠償請求権の排除又は制限については、適用しない。

(5) 第327h条の適用を妨げない。

第2款 事業者間のデジタル製品に関する契約についての特別な規定

第327t条 適用範囲

この款の規定は、第327条及び第327a条に従い第1款の適用範囲に含まれる消費者契約によりデジタル製品の供給を行う事業者間の契約について、補充的に適用する。

第327u条 事業者の求償権

(1) 事業者は、デジタル製品の供給について義務を負う事業者（取引パートナー）に対して、取引パートナーが供給すべきデジタル製品の不供給に起因して、自己が消費者との関係において第327c条第1項第1文による消費者の請求の履行のために負担した費用の賠償を請求することができる。消費者が事業者に対して主張することができる瑕疵が、取引パートナーによる供給の際に既に存在していたとき、又は取引パートナーに起因する第327f条第1項に基づく事業者のアップデート義務の違反が存在するときは、第327l条第1項により事業者が負担すべき費用についても、同様とする。

(2) 前項による費用賠償請求権は、6 か月で消滅時効にかかる。消滅時効は、次の場合に進行する：

1. 前項第 1 文の場合において、消費者がその権利を行使した時。
2. 前項第 2 文の場合において、事業者が、第327l 条第 1 項による消費者の請求に対して履行した時。

(3) 第327k 条第 1 項及び第 2 項は、消費者に供給した時から期間が進行するという基準のもとで準用する。

(4) 取引パートナーは、第 1 項で示される費用賠償請求権の主張の前に、第 1 項から前項までの規定に相違し、事業者の不利となる合意を行うことができない。第 1 文は、第 1 項から前項が、他の形式によって回避されるときにおいても適用する。

(5) 商法第377条の適用を妨げない。

(6) 前項までの規定は、債務者が事業者である場合に、取引連鎖において供給義務を負う契約の相手方に対して取引パートナー及びその他の契約の相手方が有する請求権について、準用する。

第 8 章 個別の債務関係

第 1 節 売買、交換

第 1 款 総則

第445c 条 デジタル製品の求償権

供給の連鎖における最終の契約が第327条及び第327a 条によるデジタル製品の供給に関する消費者契約である場合においては、第445a 条、第445b 条及び第478 条は、適用しない。第 1 文の規定により適用されない規定は、第 3 章第 2 a 節第 2 款の規定がこれに代わる。

第453条 権利の売買；デジタル・コンテンツの売買に関する消費者契約

(1) 物の売買に関する規定は、権利及びその他の目的物の売買に準用する。事業者によるデジタル・コンテンツの販売に関する消費者契約については、次の各号に掲げる規定は、適用しない：

1. 売買目的物の引渡し及び履行の時期に関する第433条第 1 項第 1 文及び第475 条第 1 項

2. 瑕疵の場合の権利に関する第433条第 1 項第 2 文、第434条から第442条、第 475条第 3 項第 1 文、同条第 4 項から第 6 項、第476条及び第477条

第 2 文により適用されない規定は、第 3 章第 2 a 節第 1 款の規定がこれに代わ

る。

(2) (3) 〈省略〉

第 3 款 消費用動産売買

第475a 条 デジタル製品に関する消費用動産売買契約

(1) 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体を目的物とする消費用動産売買契約については、瑕疵の場合の権利に関する第433条第1項第2文、第434条から第442条、第475条第3項第1文、同条第4項から第6項、第475b条から第475e条、第476条及び第477条は、適用しない。第1文により適用されない規定は、第3章第2a節第1款の規定がこれに代わる。

(2) デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品に関する消費用動産売買契約で、その物品がデジタル製品なしにその機能を果たすことができるものについて、契約のうちデジタル製品に関する要素には次の各号に掲げる規定は、適用しない：

1. 売買の目的物の引渡し及び履行の時期に関する第433条第1項第1文及び第475条第1項
2. 瑕疵の場合の権利に関する第433条第1項第2文、第434条から第442条、第475条第3項第1文、同条第4項から第6項、第475b条から第475e条、第476条及び第477条

第1文により適用されない規定は、第3章第2a節第1款の規定がこれに代わる。

第 4 節 贈与

第516a 条 デジタル製品の贈与に関する消費者契約

(1) 事業者が消費者に、

1. デジタル製品又は
2. 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体を贈与し、かつ、消費者が事業者へ第327条第3項の規定に従い個人データを供給し、又は供給について義務を負う消費者契約について、権利又は物の瑕疵に対する贈与者の責任に関する第523条及び第524条は、適用しない。第1文により適用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。

(2) 事業者が消費者に、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を贈与する消費者契約について、前項による適用除外は、契約のうちデジ

タル製品に関する要素のみに適用する。

第 5 節 使用賃貸借契約、用益賃貸借契約

第 1 款 使用賃貸借関係についての総則

第548a 条 デジタル製品の使用賃貸借

物品の使用賃貸借に関する規定は、デジタル製品の使用賃貸借について準用する。

第 3 款 その他の物及びデジタル製品に関する使用賃貸借関係

第578b 条 デジタル製品の使用賃貸借に関する契約

(1) 事業者がデジタル製品を使用賃貸する義務を負う消費者契約について、次の各号に掲げる規定は、適用しない：

1. 瑕疵の場合の権利に関する第535条第 1 項第 2 文及び第536条から第536d 条
2. 不供給の場合の権利に関する第543条第 2 項第 1 文第 1 号及び同条第 4 項第 1 文により適用されない規定は、第 3 章第 2 a 節の規定がこれに代わる。第 1 文第 2 号による適用除外は、契約が専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体の供給を目的とするときは、適用しない。

(2) 消費者が、前項による消費者契約をデジタル製品の不供給（第327c 条）、瑕疵（第327m 条）又は変更（第327r 条第 3 項及び第 4 項）を理由に終了する場合には、第546条から第548条は、適用しない。第 1 文により適用されない規定は、第 3 章第 2 a 節の規定がこれに代わる。

(3) 事業者が、デジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を使用賃貸する義務を負う消費者契約について、第 1 項及び第 2 項による適用除外は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。

(4) 第 1 項及び前項による消費者契約に基づくデジタル製品の供給に関する事業者間の契約においては、第327i 条により消費者に対する関係において負担しなけれはならなかった費用の賠償について、取引パートナーに対する事業者の賠償請求権に関する第536a 条第 2 項は、適用しない。第 1 文により適用されない第536a 条第 2 項は、第 3 章第 2 a 節第 2 款の規定がこれに代わる。

第580a 条 解約告知期間

(1) (2) 〈省略〉

(3) 動産又はデジタル製品の使用賃貸の場合には、通常の解約告知は、次に掲

げる場合に認められる。

1. 賃料が日単位で計算される場合には、翌日が経過した日
2. 賃料がより長い期間によって計算される場合には、遅くとも使用賃貸借関係が終了する日の3日前

デジタル製品に関する消費者契約の終了に関する規定の適用を妨げない。

(4) 〈省略〉

第8節 雇用契約及び類似の契約

第1款 雇用契約

第620条 雇用関係の終了

(1) ~ (3) 〈省略〉

(4) デジタル・サービスに関する消費者契約は、第327c条、第327m条、第327r条第3項及び第4項の規定に従い終了することができる。

第9節 請負契約及び類似の契約

第1款 請負

第1目 総則

第650条 製作物供給契約；デジタル製品の製作に関する消費者契約

(1) 売買に関する規定は、製造又は生産される動産の引渡しを目的とする契約に適用する。この契約について、第442条第1項第1文は、瑕疵が注文者によって供給された材料に起因する場合も適用する。製造又は生産された動産が代替物でない場合においては、第642条、第643条、第645条、第648条及び649条は、第446条及び第447条に従い基準となる時点が引取りに代わるという条件のもとで、適用する。

(2) 事業者が、

1. デジタル・コンテンツの製作
2. デジタル・サービスによってもたらされる仕事 又は
3. 専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体の製作

について義務を負う消費者契約について、瑕疵の場合の権利に関する第633条から第639条及び引取りに関する第640条の規定は、適用しない。第1文により適用されない規定は、第3章第2a節の規定がこれに代わる。第641条、第644条及び第645条は、デジタル製品の供給（第327b条第3項から第5項）が引取りの位置

に代わるといふ条件のもとで適用する。

(3) 事業者が、専らデジタル・コンテンツの運搬方法として機能する有体のデータ記録媒体を製作し、供給する義務を負う消費者契約について、第 1 項 1 文及び第 2 文の規定にかかわらず、瑕疵の場合の権利に関する第 433 条第 1 項第 2 文、第 434 条から第 442 条、第 475 条第 3 項第 1 文、同条第 4 項から第 6 項、第 476 条及び第 477 条は、適用しない。第 1 文により適用されない規定は、第 3 章第 2 a 節の規定がこれに代わる。

(4) 事業者がデジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を製作する義務を負う消費者契約について、第 2 項による適用除外は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。事業者がデジタル製品を組み込み、又はこれと相互に接続された物品を供給する義務を負う消費者契約について、前項による適用除外は、契約のうちデジタル製品に関する要素のみに適用する。

2. デジタル要素を伴う物品の売買及び売買法のその他の側面についての法律

第 2 編 債務関係法
第 8 章 個別の債務関係
第 1 節 売買、交換
第 1 款 総則

第 434 条 物の瑕疵

(1) 物は、危険の移転時に、この規定の主観的要件、客観的要件及び組立要件を満たす場合は、物の瑕疵がないものとする。

(2) 物は、次の各号に掲げる場合に、主観的要件を満たすものとする。

1. 合意した性状を有しているとき。
2. 契約により予定された使用に適合しているとき。
3. 契約で合意したように、組立説明書及びインストール手順書を含む付属品及び説明書とともに引き渡されているとき。

第 1 文第 1 号の性状には、当事者が要件とすることを合意した、物の種類、数量、品質、機能性、互換性、相互運用性その他の特性が含まれる。

(3) 物は、別段の有効な合意がない限りで、次の各号に掲げる場合に、客観的要件を満たすものとする。

1. 通常の使用に適合しているとき。
2. 同種の物について通常であり、次に掲げる事情をいずれも考慮して買主が期待できる性状を備えているとき。

a) 物の種類

b) 売主若しくは契約連鎖の前段階にいる他の者により、又はこれらの者の依頼のもとで行われた、特に広告又はラベルにおいて示された公の言明

3. 契約締結前に売主が買主に提示した見本又はモデルの性状を満たしているとき。

4. 買主が受け取ることを期待できる、包装、組立説明書及びインストール手順書その他の説明書を含む付属品とともに引き渡されているとき。

第1文第2号による通常の性状には、耐久性、機能性、互換性及び安全性を含む、物の数量、品質その他の特性が含まれる。売主が第1文第2号bに定める公の言明を知らず、かつ、それを知ることができなかつた場合、この言明が契約締結時において同一若しくは同等の方法で修正されていた場合、又はこの言明が購入の決定に影響を与えなかつた場合は、適用しない。

(4) 物は、組立が行われる限りにおいて、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、組立要件を満たすものとする。

1. 組立が適切に行われたとき。

2. 確かに組立が不適切に行われたが、それが売主による不適切な組立によるものでも、売主が引き渡した説明書の瑕疵に起因するものでもないとき。

(5) 売主が契約上義務を負う物とは異なる物を引き渡したときは、物の瑕疵と同様とする。

第439条 追完

(1) 買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵の除去又は瑕疵のない物の引渡しを求めることができる。

(2) 売主は、追完のために必要な費用、特に運送、交通、労務及び材料にかかる費用を負担しなければならない。

(3) 瑕疵が明らかになる前に、買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物に組み込んだとき、又は他の物に取り付けたときは、売主は、追完の範囲において、瑕疵ある物の取り外し、修補した若しくは引き渡した瑕疵のない物の組み込み、又は取り付けのために必要な費用を買主に賠償する義務を負う。

(4) 売主は、買主が選択した追完の方法が過分の費用を要するときは、第275条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを拒絶することができる。その際、特に、瑕疵のない状態の物の価値、瑕疵の重大性及び買主に著しい不利益を与えることなく他の追完の方法をとることができるかどうかを考慮しなければならない。この場合において、買主の請求権は、他の追完の方法に制限されるが、第1文の要件のもとでの売主の拒絶権を妨げない。

- (5) 買主は、売主に、追完の目的のためにその物を提供しなければならない。
- (6) 売主が追完の目的で、瑕疵のない物を引き渡したときは、売主は、第346条から第348条までの規定に従い瑕疵ある物の返還を買主に求めることができる。売主は、自己の費用で、取り替えられた物を引き取らなければならない。

第445a条 売主の求償権

- (1) 売主は、新たに製作された物の売買において、買主が主張する瑕疵が売主に危険が移転した時に既に存在していたとき、又はそれが第475b条によるアップデート義務の違反に基づくときは、その物を自己に売却した売主（供給者）に対して、第439条第2項、第3項及び第6項第2文並びに第475条第4項により自己が買主との関係において負担した費用の賠償を請求することができる。
- (2)～(4)〈省略〉

第445b条 求償権の消滅時効

- (1) 第445a条第1項に定める費用賠償請求権は、物の引渡しから2年で消滅時効にかかる。
- (2) 第437条及び第445a条第1項に定める売却された新たな製作物の瑕疵に基づく供給者に対する売主の請求権の消滅時効は、売主が買主の請求に対して履行した時から早くとも2か月を経過した後に完成する。
- (3)〈省略〉

第3款 消費動産売買

第474条 消費動産売買

- (1) 消費動産売買は、消費者が事業者から物品（第241a条第1項）を購入する契約をいう。その契約が物品の売買のほか、事業者による役務の提供を目的とする場合も、消費動産売買とする。
- (2) この款の規定は、消費動産売買について補充的に適用する。ただし、公の競売（第312g条第2項第10号）で売却された中古の物品について、この款の規定が適用されないことに関する明確かつ包括的な情報を消費者が容易に入手可能であったときは、適用しない。

第475条 適用可能な規定

- (1) 債務者は、第433条に基づいて履行すべき給付の時期が定められておらず、事情からも明らかにならないときは、第271条第1項の規定にかかわらず、滞滞

なくその給付を求めることができる。この場合において、事業者は、遅くとも契約締結後30日以内に物品を引き渡さなければならない。契約当事者は、直ちに給付を行うことができる。

(2) 第447条第1項は、買主が運送代理店、運送人その他の送付の実行のための特定の個人又は団体に依頼し、かつ、事業者が買主に対してその個人又は団体をあらかじめ指定していない場合にのみ、偶然の滅失又は毀損の危険が買主に移転するという条件のもとで、適用する。

(3) 第439条第6項は、使用利益の返還又はその価値の賠償をさせることはないという条件のもとで適用する。第442条、第445条及び第447条第2項は、適用しない。

(4) 消費者は、第439条第2項及び第3項による追完の範囲で生じ、事業者が負担すべき費用の前払を事業者に請求することができる。

(5) 事業者は、物品の種類並びに消費者がその物品を必要とする目的を考慮し、消費者が瑕疵を通知した時から相当な期間内に、消費者に著しい不便を与えることなく、追完を行わなければならない。

(6) 第346条は、物品の瑕疵を理由に解除する場合、又はすべての給付に代わる損害賠償を請求する場合において、事業者が物品の返還費用を負担するという条件のもとで適用する。第348条は、消費者の返送に関する証拠は物品の返送と同様であるとする条件のもとで適用する。

第475b 条 デジタル要素を伴う物品の物の瑕疵

(1) この規定は、事業者が自ら又は第三者をしてデジタル要素を供給することを約する、デジタル要素を伴う物品の売買（第327a 条第3項第1文）について、補充的に適用する。事業者の義務にデジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスが含まれるかどうかについては、第327a 条第3項第2文を適用する。

(2) デジタル要素を伴う物品は、危険の移転時及びアップデート義務に関しては第3項第2号及び第4項第2号による期間の間、主観的要件、客観的要件、組立要件及びインストール要件を満たす場合は、物の瑕疵がないものとする。

(3) デジタル要素を伴う物品は、次の各号に掲げる場合に、主観的要件を満たすものとする。

1. 第434条第2項の要件を満たしているとき。

2. デジタル要素については、売買契約において合意したアップデートが、契約により決定される期間、供給されているとき。

(4) デジタル要素を伴う物品は、次の各号に掲げる場合に、客観的要件を満たすものとする。

1. 第434条第3項の要件を満たしているとき。
2. 物品の種類及び目的並びに契約の状況及び種類を考慮して、消費者が期待できる期間、物品の契約適合性の維持に必要なアップデートが消費者に供給され、かつ、消費者がそのアップデートについて通知されているとき。

(5) 消費者が前項に従って供給されたアップデートを相当の期間内にインストールすることを怠った場合において、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、事業者は、アップデートの欠如のみを原因とする物の瑕疵について責任を負わない。

1. 事業者が、消費者に対してアップデートが利用可能であること及びインストールをしないことから生じる結果を通知したこと。
2. 消費者がアップデートをインストールしないこと、又は不適切にインストールした事実が、消費者に供給されたインストールの説明書に瑕疵があることを原因とするものではないこと。

(6) デジタル要素を伴う物品は、組立又はインストールが行われる限りにおいて、次の各号に掲げる場合に、各要件を満たすものとする。

1. 組立要件について、第434条第4項の要件を満たしているとき。
2. インストール要件について、次に掲げるいずれかに該当するとき。
 - a) デジタル要素のインストールが適切に行われたとき。
 - b) 確かにインストールが不適切に行われたが、それが事業者による不適切なインストールによるものでも、事業者又はデジタル要素を供給した者が引き渡した説明書の瑕疵に起因するものでもないとき。

第475c 条 デジタル要素の継続的供給におけるデジタル要素を伴う物品の物の瑕疵

- (1) この規定は、デジタル要素を伴う物品の売買において、デジタル要素に関する継続的供給が合意される場合に、補充的に適用する。当事者が供給期間を合意していない場合は、第475b条第4項第2号の規定を準用する。
- (2) 事業者は、第434条及び第475b条の規定に加え、デジタル要素が供給期間内に、また、少なくとも物品の引渡し後2年間は、第475b条第2項の要件を満たすことを確保する責任を負う。

第475d 条 解除及び損害賠償に関する特別

- (1) 物品の瑕疵を理由とする解除について、第323条第1項に定める追完のための期間の設定は、第323条第2項及び第440条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には要しない。

1. 消費者が瑕疵を事業者に通じた時から相当な期間が経過したにもかかわらず、事業者が追完を行わないとき。
 2. 事業者が追完を試みたにもかかわらず、瑕疵が明らかになったとき。
 3. 即時の解除を正当化するほどに瑕疵が重大であるとき。
 4. 事業者が第439条第1項若しくは第2項又は第475条第5項に従う適当な追完を拒絶したとき。
 5. 事情により、事業者が第439条第1項若しくは第2項又は第475条第5項に従う適当な追完を行わないことが明らかであるとき。
- (2) 物品の瑕疵を理由とする損害賠償請求権について、第281条第1項が定める期間の設定は、前項に定める場合には要しない。第281条第2項及び第440条は、適用しない。

第475e 条 消滅時効に関する特別

- (1) 第475c 条第1項第1文によるデジタル要素の継続的な供給の場合においては、デジタル要素の瑕疵を理由とする請求権の消滅時効は、供給期間の終了後12か月を経過する前には完成しない。
- (2) 第475b 条第3項又は第4項によるアップデート義務の違反を理由とする請求権の消滅時効は、アップデート義務を負う期間の終了後12か月を経過する前には完成しない。
- (3) 瑕疵が消滅時効期間内に明らかになった場合は、消滅時効は、瑕疵が最初に明らかになった時から4か月を経過する前には完成しない。
- (4) 消費者が、追完又は保証による請求権の履行のために、物品を事業者又は事業者の指示により第三者に引き渡したときは、そこで主張した瑕疵を理由とする請求権の消滅時効は、修補又は取り替えられた物品が消費者に引き渡された時から2か月を経過する前には完成しない。

第476条 異なる合意

- (1) 事業者は、消費者が事業者に瑕疵を通知する前に、第433条から第435条、第437条、第439条から第441条及び第443条並びにこの款の規定を消費者の不利に逸脱する合意を行うことはできない。次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するときは、事業者への瑕疵の通知前に、契約により第434条第3項又は第475b 条第4項による要件を逸脱することができる。
 1. 消費者がその契約の表明の提示の前に、物品の特定の特徴が客観的要件と異なることを特に通知されたとき。
 2. 第1号の意味における相違が契約において明示的かつ個別に合意されたと

き。

(2) 第437条に定める請求権の消滅時効は、消滅時効の合意が、法定の消滅時効の開始から2年未満となるとき、中古の物品の場合には1年未満となるときは、事業者への瑕疵の通知前に法律行為により短縮することはできない。合意は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合にのみ、有効となる。

1. 消費者がその契約の表明の提示の前に、消滅時効期間の短縮について特に通知されたとき。

2. 消滅時効期間の短縮が明示的かつ個別に合意されたとき。

(3) 第1項及び前項の規定は、第307条から第309条までの規定の適用を妨げることなく、損害賠償請求権の排除又は制限については、適用しない。

(4) 第1項及び第2項の規定は、他の形式によって回避される場合においても適用する。

第477条 証明責任の転換

(1) 物品が危険の移転から1年以内に第434条又は第475b条の要件と異なる状態であることが明らかになったとき、物品は、危険移転時に既に瑕疵があったものと推定する。ただし、この推定が物品の種類又は瑕疵の状態に合致しないときは、この限りでない。生体動物の売買の場合、この推定は、危険の移転から6か月の間、適用する。

(2) デジタル要素を伴う物品について、デジタル要素の継続的供給が売買契約で合意され、かつ、デジタル要素が、その供給期間内又は危険移転から2年以内に第434条又は第475b条の契約上の要件と異なる状態であることが明らかになったとき、デジタル要素は、これまでの供給期間内に瑕疵があったものと推定する。

第478条 事業者の求償権に関する特則

(1) 第477条は、供給の連鎖における最後の契約が消費用動産売買（第474条）であるときは、第445a条第1項及び第2項の場合において、消費者への危険の移転の時から期間が進行するという条件のもとで適用する。

(2) 供給者は、求償権者に同等の補償が認められない場合においては、供給者に対する瑕疵の通知の前に、前項、第433条から第435条、第437条、第439条から第443条まで、第445a条第1項及び第2項、第445b条、第475b条並びに第475c条の規定を事業者の不利に相違する合意を行うことができない。第1文の規定は、第307条の規定の適用を妨げることなく、損害賠償請求権の排除又は制限については、適用しない。第1文の規定は、他の形式によって回避される場合

においても適用する。

（3）第1項及び前項の規定は、債務者が事業者である場合に、供給連鎖において供給者その他の買主のそれぞれの売主に対する請求権について、準用する。

第479条 保証に関する特則

（1）保証書（第443条）は、平易かつ分かりやすい方法で作成しなければならない。保証書は、次の各号に掲げる事項を備えていなければならない：

1. 瑕疵がある場合の消費者の法律上の権利、これらの権利の行使が無償であること、及びこれらの権利は保証によって制限されないことの言明
2. 保証者の名称及び住所
3. 保証の実現のために消費者がとるべき手続
4. 保証の対象となる物品の指定
5. 保証の取り決め、特に保証の保護期間及び保証の地理的な保護範囲

（2）保証書は、遅くとも物品の引渡しの際に、持続的データ記録媒体で消費者に提供されなければならない。

（3）製作者が消費者に対して耐久性の保証を与えたときは、消費者は、保証の期間内に、少なくとも、第439条第2項、第3項、第5項及び第6項第2文並びに第475条第3項第1文及び第5項に基づく追完請求権を製作者に対して有するものとする。

（4）保証義務の効力は、第1項から前項までの要件を満たさない場合であっても、妨げられない。

*本稿は、JSPS 科研費21KK0018の助成を受けたものである。